

1. 消費者施策体系

消費者施策の推進	項目
I 消費者の安全・安心の確保	
1 商品・役務の安全性の確保	I-1
2 消費者取引の適正化	
(1) 不当な取引行為の防止等	I-2-(1)
(2) 価格・商品の表示、広告等の適正化	I-2-(2)
3 消費者への情報提供	I-3
4 個人情報の保護	I-4
5 物価安定対策と適正な税の転嫁	I-5
II 消費者の自立への支援	
1 高度情報通信社会への対応	II-1
2 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進	II-2
3 高齢者、障がい者等への支援	II-3
III 消費者教育の推進	
1 消費者教育推進の基本的な方向	
2 ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進	
(1) 学校(小学校・中学校・高等学校・支援学校等)等における消費者教育	III-2-(1)
(2) 大学等における消費者教育	III-2-(2)
(3) 地域における消費者教育	III-2-(3)
(4) 家庭等における消費者教育	III-2-(4)
(5) 職域における消費者教育	III-2-(5)
(6) 消費者教育拠点としての消費生活センターの活用	III-2-(6)
3 消費者教育の担い手の育成と活用	
(1) 小学校・中学校・高等学校・支援学校等における教職員	III-3-(1)
(2) 消費生活相談員等	III-3-(2)
(3) 実務経験者等	III-3-(3)
(4) 地域における消費者教育の担い手	III-3-(4)
(5) 消費者教育コーディネーター	III-3-(5)
IV 消費生活相談体制の充実	
1 府の消費生活相談体制の充実・強化	
(1) 高度で専門的な相談への対応力強化(相談員の育成・資質向上)	IV-1-(1)
(2) 府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化	IV-1-(2)
(3) 府における消費生活相談窓口の周知強化(広報強化)	IV-1-(3)
(4) 府における消費生活相談窓口の周知強化(広報強化)	IV-1-(4)
2 市町村相談体制への支援	
(1) 市町村消費生活相談員等の育成・資質向上等	IV-2-(1)
(2) 市町村における消費生活相談業務の支援	IV-2-(2)
3 消費者問題の早期解決支援	
(1) あっせん、調停の活用	IV-3-(1)
(2) 訴訟への支援	IV-3-(2)
(3) 高齢者、障がい者等の被害解決への支援	IV-3-(3)
(4) 警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進	IV-3-(4)